

經濟論叢

第152卷 第1・2号

新技術の影響評価の枠組みについて……………	田 尾 雅 夫	1
ドイツ農業・土地制度史に関する ベルリン国際学会の討議……………	加 藤 房 雄	18
日本の原綿問題とインド省手形……………	張 韓 模	39
テレコム・エコノミックスにおける 公的規制をめぐって（2）……………	西 田 達 昭	62
アジア経済の国際的重層構造について……………	李 東 碩	76
ドイツ民主共和国の経済とコンビナート（2）	北 村 喜 義	113

書 評

栗田啓子『エンジニア・エコノミスト—— フランス公共経済学の成立』……………	八 木 紀一郎	146
---	---------	-----

平成5年7・8月

京都大學經濟學會

テレコム・エコノミックスにおける 公的規制をめぐって(2)

西 田 達 昭

Ⅲ 電話事業における公共性の確保をめぐって

本章では、電話事業における公共性⁹⁾をいかに確保していくのか、本来の意味での公的規制をどう保障していくかについて検討する。換言するならば幾度か指摘したことであるが、1985年の制度改革で採用されあまり他の諸国で例をみない「電気通信設備の設置の有無」による区分ではなく、「基本通信サービス」と「高度サービス」との区分による規制方式を採用し、「基本通信サービス」は「公的規制」のもとに、「高度サービス」は競争原理にとの政策提言である。

まず「公共性の確保」の問題について言及する。換言するならば「民営化された企業」＝NTTにおける「公共性」と「競争原理」のトレード・オフの問題である。

このような問題について筆者の提起と同様の提起をされている佐々木弘を援用すれば、電電「改革」にともなう論稿で以下のように問題を提起する。「民営化された企業において、当然経営の自主性が十分発揮するよう確保されなければならないとしても、では政府の関与する局面は全く排除されうると考えてよいのか」「何等かの『公共性』あるいは『公共サービス』の供給責任がなお要請される一面が存するのではないか」「もし、それがありうるとすれば、いかにして、その要請と競争原理とは適切にバランスされるべきものなのか」

9) 電話事業における公共性の問題については、原野翹〔47〕等も参照のこと。

〔58〕 p. 25) と提起する。そして「電気通信サービスの内には、競争原理に全面的にさらすことになじまないサービスが存することは明かであろう。つまり、電気通信サービスには、競争メカニズムに適したサービス分野と競争メカニズムに適さず、むしろ政府関与に期待しうる分野とが並存しているとみられるのである」〔58〕 p. 28) と主張する。

そして今回の電電「改革」で採用された政策の問題点を「新事業法が採用した事業種別（『第1種』および『第2種事業』）が必ずしも『競争』や『規制』という、市場で供給されるサービスの特性に即した分類と整合性をもっていなかったことに起因」し、このことは「『第1種』事業者は競争になじみにくい『基本通信サービス』のみでなく、競争的市場で供給可能な『高度サービス』の分野にまで進出するという、2つの全く性質を異にするタイプのサービスを同時に提供することが可能になるが、これは、会計の整理やいわゆる共通費の配賦をめぐって深刻な論議をもたらす」〔58〕 p. 29) と指摘する。

以下、公共性の確保＝公的規制の問題について検討するが、まず第1節では筆者が提起するアメリカにおける「基本通信サービス」・「高度サービス」の規制方式について概説¹⁰⁾し、次いで第2節では日本における公共意志決定のプロセスの問題点について言及し、第3節並びに第4節では、「範囲の経済性」・「内部相互補助」の問題について検討する。

1. 「基本サービス」・「高度サービス」

アメリカにおける電気通信政策は、西田達昭（〔53〕）、古城誠・南部鶴彦（〔48〕）による要約によると以下の通りまとめられよう。周知の通り、アメリカにおける電話事業はベルが電話を発明し、初期の電話会社乱立時代を経て、長年ベル・システムが独占してきた歴史がある。1956年の同意判決にみられるように、電話事業とコンピュータ（通信とデータ処理）は棲分が行われていたが、この間の通信技術とコンピュータ技術の技術革新により、通信とデータ処

10) コンピュータ調査については、Temin〔60〕等も参照のこと。

理の境界が不明確となり、この境界を明確にして、規制分野を明らかにする目的でFCC（連邦通信委員会）が電気通信に関する規制枠の再検討にとりかかり、第1次コンピュータ調査（1966-71年）第2次コンピュータ調査（1976-80年）の2度の調査を経て、決定したものである。この第2次コンピュータ調査で裁定された区分が、「基本通信サービス」（Basic Service）と「高度サービス」（Enhanced Service）であり、前者を規制分野、後者を非規制分野とするものである（[53] pp. 65-67）。筆者の「規制」・「競争」区分はここにヒントを得ている。

この区分について敷衍すると「1981年、FCCは、第2次コンピュータ裁定で第1次裁定を大きく修正」「第2次裁定の内容は、付加価値通信として提供されるデータ処理サービスは、通信サービスとし「付加価値サービスのうち基本サービスは、電話会社本体で提供できることとし、規制の対象とする、高度サービスおよび機器は非規制とする」「電話会社の競争サービスについて、独占サービスと競争サービスとの間に隔壁を設け」「競争サービスへの規制を差し控えるとのアプローチが」「アメリカの規制の特徴を示すもの」（[48] p. 41）である。

このようにアメリカにおいては、「基本通信サービス」は規制の対象で、「高度サービス」は自由化との政策である。日本における電気通信政策でもこの方式を踏襲すべきであると考えられるが、以下次節では、何故日本ではこのような政策が採用されずに現行の政策が採用されたかを、その意志形成プロセスの相違から考えてみることにしよう。

2. 日本の公共的意志形成プロセスの問題点

日本の公共的意志形成プロセスの問題点¹¹⁾は、奥野正寛・鈴木興太郎による要約によれば以下の通りまとめられる。「日本の公共的意志形成プロセスの問題点を際立たせるためには、日本とアメリカにおける規制機関の構造と規制改

11) 公共的意志決定プロセスの問題については、大村達弥 [54] 等も参照のこと。

革の審議プロセスを比較してみることが有効である」「日本における審議プロセスの中心は、電気通信事業を管轄する郵政省が諮問する電気通信審議会であり、この審議会の構成メンバーの選択や審議プロセスの立案と管理、あるいは答申案の集約と執筆の各段階は、当該官庁が事務局となって取り仕切る慣行が確立され」「しかも、審議会における審議プロセスはすべて非公開であり、参考人による意見陳述も、審議会の外部に漏らすことは許され」ず「これとは対照的に、アメリカにおける規制の仕組みと規制改革の審議プロセスは、規制機関の多元性と審議の公開性・透明性に特徴づけられている」「日米の規制の仕組みと規制改革の審議プロセスにこうした著しい対照が生まれた背景は複雑であり、それなりの歴史的根拠がある」が「アメリカの規制機関は多元的——長距離通信サービスを規制するFCC、地域通信サービスを規制する各州公益事業委員会、AT&Tの分割を決定したワシントンD.C.地裁のグリーン判事——であり、調整の長期化と行政コストの肥大化という大きな犠牲とひきかえに、審議プロセスの公開性・透明性が確保されていることも明かである」「アメリカにおける透明性・明確性・公開性に特徴づけられる意志決定プロセスのあり方は、今後日本において規制と競争の枠組みの検討を有効かつ理性的に進め、公平で効率的な枠組みを模索するうえで、十分な考慮に値すると考えられる」([55] pp. 100-101)と述べている。

ここでの指摘は傾聴に値する。電電公社が民営化される過程での国会論議については西田達昭[53]が詳しいが、以下、ここでの指摘をまとめると次のように要約できよう。日本における公共的意志形成のプロセスは、当該事業を管轄する省による審議会への諮問（電気通信事業の場合は、郵政省による電気通信審議会¹²⁾への諮問）→当該官庁事務局による答申案の集約と執筆→審議会に

12) 筆者は、別稿でこの審議会による意志決定プロセスを批判している。1985年の制度「改革」でNTTが発足し、すさまじい「合理化」が展開されているが、この「合理化」を推進する車の両輪として電気通信審議会が果している役割には大きなものがある。詳しくは、西田達昭「NTTにみる民営化後の経営と労働」森岡孝二編『現代日本の企業と社会——人権ルールの確立をめざして——』法律文化社、1993年（刊行予定）を参照のこと。

における非公開の審議→当該官庁に都合のよい答申案の答申¹³⁾、との流れにまとめることができよう。しかるに、アメリカにおける規制の仕組みと規制改革の審議プロセスは、その「習慣・歴史・国境を越えて制度や社会機構を移植することが容易にできるものではない」([55] p. 100) ことを割り引いても透明性・明確性・公開性の点で優れており、日本における政策立案を考えていくうえで考慮に値すると思えられよう。

前節で検討した「基本通信サービス」・「高度サービス」の区分ではなく、「設備設置の有無」による区分は、この文脈に照らせば、政府に都合のよい政策を答申してくれる調査会の設置→臨調答申（競争導入のための分割答申）→民営化を優先させるための分割案先送り（見直し条項による電気通信審議会の審議）→分割延期・NCC育成に都合のよい区分の採用→「電気通信設備設置の有無」による「非対象規制」との構図が浮かび上がってこよう。

以下、次節以降では日本における電気通信政策を考えていく上で重要と考えられる「範囲の経済性」・「内部相互補助」の問題について検討しよう。

3. 範囲の経済性

「範囲の経済性」については、奥野正寛・三輪芳朗による要約によれば、以

13) この当該官庁に都合のよい答申案の見本が「公衆電話料金値上げ」を答申した「郵政省研究会」である。以下、すこし長いが新聞報道を引くと「公衆電話のあるべき姿を検討していた郵政省の『共同利用型電気通信端末施設の存り方に関する調査研究会』（座長・岡野行秀東大名誉教授）は16日、『公衆電話の料金は、（基本料をとらないなどの点で）加入電話とは費用構造が違うことに着目した体系であることが望ましい』とする中間報告をまとめた。市内通話料金の見直しとは切り離し、公衆電話料金の単独値上げを容認する内容だ。NTTは現在、公衆電話料金の値上げ案をまとめる作業を急いでいるが、この中間報告で値上げの根拠は整ったことになる」「中間報告によると、公衆電話には①あらゆる人がいつでも手軽に利用できる通信手段②需要があればファクス、テレビ電話など多様なサービスが期待できる高度な情報通信拠点、という2つの性格がある、と指摘。そのうえで、事業運営は独立採算を基本原則とすることを確認。また、加入電話と違って基本料や端末機器の使用料がない点などから、公衆電話の現行料金は加入電話より安くなっていると指摘している」（『朝日新聞』1993年3月17日付）と述べている。

電話の特性からして、公衆電話から公衆電話へ通話するフリーライダーはありえず、公衆電話は加入電話とのセットではじめて役に立つものであり、「加入電話と違って基本料や端末機器の使用料がない点などから、加入電話より安くなっている」とは理解に苦しむ理由づけである。

下の通りである。「電気通信サービス、とくに有線の電話サービスは、実質的にさまざまな異なるサービスの集合体である」「これらの（市外長距離通話・市内通話など―引用者）サービスのどれを提供するとしてもそのためには、通信のネットワークや交換機が必要であり」「ネットワークの建設費用や交換機の購入費用をはじめとして、電気通信サービスを提供するために必要な費用の大きな部分が、提供するそれぞれのサービスに個別に必要な費用ではなく、提供しているサービスすべてのために必要な『共通費用』である」「このような膨大な共通費用のために、ビジネス電話と家庭電話を独立に提供したり、長距離サービスと市内サービスを別々に独立した事業体として提供する場合に比べて、それらをひとつの事業体が同時に提供した方が、社会的にはより少ない費用で提供できる」（〔56〕 pp. 127-128）。というのは「それぞれの事業体がもつことになる通信ネットワークや交換システム、あるいは研究開発費などの共通費用をひとつの事業体がもつだけでよく、共通部分の効率的な利用が可能となるからであり」「このように、複数のサービスを別々の事業体が提供するより、それらのサービスを同時にひとつの事業体が提供した方がより低い費用で提供できる場合、『範囲の経済性』が存在するという」（〔56〕 p. 128）。また「範囲の経済性と関連する重要な政策上の論点は、次の2点であり」「第1は、（水平または垂直）分離を行う際に発生する政策コストとの関連である。他の条件が同じなら、範囲の経済性の程度が著しいほど、それだけ分離を行うことの社会的コストは大きいからであり」「第2は、内部補助である」（〔56〕 p. 128）と述べる。

ここでの指摘も重要である。「範囲の経済性」について、その内実を要約すれば、電気通信サービスは様々なサービスの集合体であり、これらのサービスをひとつの事業体が提供した方がより安い費用で提供できるということである。先述の「自然独占＝規模の経済性」がどちらかといえば「必需性」「地域独占」に着目したのに対し、この「範囲の経済性」は提供されるサービスの垂直的結合に着目している点に特徴があるといえよう。電話事業というそのサービスの

特性に注目すれば、市外通話・市内通話・公衆電話・電話番号案内等各種サービスを個々バラバラにとらえるのではなく統合してとらえる観点が必要であろう。

4. 内部相互補助

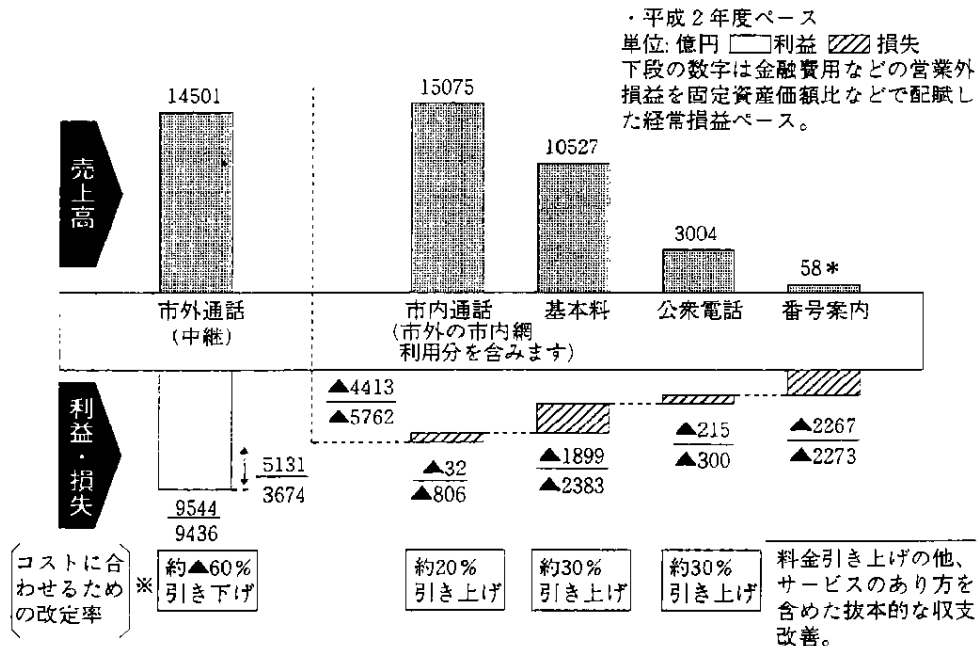
また「内部相互補助」の問題¹⁴⁾について検討すると、この概念については森統がその整理を行っている。その整理によれば「多部門にわたり財・サービスを提供する公益事業体における内部補助 (crosssubsidization) の問題は、ときには事業体の赤字経営と絡みつつ、効率や公正の観点から主に論じられてき」「内部補助は、好採算サービスと不採算サービスの相対価格に極度の歪みをもたらすという意味で非効率である、また、内部補助は、好採算サービスの利用者に所得移転をもたらすが、これは所得分配の公平を損なう結果になる、あるいは受益者負担の原則が満たされない、等等」「こうした議論や批判の正当性を評価するためには、従来不十分と思われる、内部補助に関する概念や視点の理論的整理がまず第一に重要であり」「論点は3つにわかれ」、第1には、「内部補助をどう定義づけるか」「内部補助の存否の判断は、特に多部門にまたがる共通費が存在する場合には、採用する判断基準により異なり得る」第2点は、「内部補助が、効率と公正の価値判断とどのように結び付くか」第3の点は、「最近注目をあびたコンテスト市場の議論に関連するが、内部補助と維持可能性との関係である」 ([50] pp. 79-80) と論点を整理されている。

そして「効率性と所得分配の公正をくみあわせた社会的厚生を問題にする場合には、多くの論者が正しく指摘しているように、内部補助が社会的に容認されるべきか否かは、社会的厚生に関する価値判断に依存し、内部補助それ自体で判断されるものではない」く「もし、収支均等制約の下で社会的厚生を最大化する価格 (準最適価格) が、内部補助を含むならば、その内部補助は容認すべきである」 ([50] p. 90) と述べられる。

14) 「内部相互補助」の問題については、醍醐聡 [45]、水野敬三 [49] 等も参照のこと。

ここで、「内部相互補助」の具体的数値として発表されているデータを検討することにしよう。図1の「電話料金の部門別収支」を示しつつ、「コスト構造にマッチした料金を」と訴えるNTT広報部長竹内道雄の主張を聞けば以下の通りである。「現在のNTTの料金体系は、電電公社時代の独占を前提とした料金体系を基本的に継承したものであり」「その結果、図1に見られるように、市外通話の大幅な黒字で、市内通話、基本料、番号案内、公衆電話等の基盤的なローカルサービスの赤字を補うという収支構造上の大きなアンバランスを抱えている」と説く。そして「この収支構造上の歪みの大きさは、仮に各々のサービスで収支均衡を図るとすれば、市外通話料金は、現在より60%引き下

図1 電話料金の部門別収支



げが可能であり、他方、市内通話料金は20%の引き上げ、基本料金は30%の引き上げ、公衆電話料金は30%引き上げ、番号案内料金は料金引き上げのほか、サービスのあり方を抜本的に見直さなければならない」([58] p. 48) と、主張する。

続けて、この値上げ主張の根拠を「管理された競争」のためだとして「従来の独占の枠組みの中では、市外から市内への内部相互補助により、市内料金をコストよりも安く、その分、市外料金をコストよりも高く設定することが、ユーザー間の負担のあり方として政策的には認められれば、それが維持可能であった」が、しかし「1985年電気通信分野に全面的に競争導入を可能とする大きな枠組みの変更がなされ」「その結果、現実的な競争が黒字部門である市外部門に集中し」「このことは、競争という環境の下では、市外の黒字で市内の赤字を賄うという内部相互補助構造は維持不能の枠組みであり、現在の料金体系のままでは、長距離系NCCのシェアの増加により、NTTが電気通信サービスの基盤となるローカルサービスを全国あまねく安定的に維持することが困難になることは避けられない」「また、競争の公正性や健全性という観点からも、NTTが市内の赤字を市外料金の中で負担する一方で、黒字の市外だけを提供するNCCと競争するという構造は、イコールな競争を促進しその成果をユーザーに還元するという競争目的を果たすうえで問題のあることは明らかである」「競争導入の効果を発揮させつつサービスの安定的な維持を図るために必要な条件は、まず現在の料金体系を競争下にふさわしいものに抜本的に見直すことである」「ローカルサービスを内部相互補助により維持するために市外部門に組み込まれた超過利潤を狙った長距離系NCCの参入という形態を続けていくということは、基本的に経済の仕組み全体としての効率性を損なうものとする」「わが国の場合においても、競争導入という環境の下で、その効果を十分に発揮させつつサービスの安定的な維持をするためには、現在の料金体系をコスト構造に見合ったものにしていくことが不可欠である」([59] pp. 49-50) と、主張する。正確を期すためのやや長きの引用になったが、この広

報部長の言葉の裏側に、——何故、NTTが郵政省と歩調を合わせNCCを育成し「管理された競争」を行っているのか——その理由が見いだせたようである。

ここでの議論をまとめておけば、「範囲の経済性」でも述べたように電話事業というサービスの特性に注目すれば各種サービスを個々バラバラにとらえるのではなく、電話サービスをワンセットで統一して把握する視点が必要であり、それは料金を考える場合でも同じだということである。

この「内部相互補助」の問題を考える場合、その分計基準が重要であるが、その恣意性については、奥野正寛・三輪芳朗が以下のように「わが国では、しばしば長距離電話料金がNTTによってコスト以上に高く設定され、市内電話料金はコスト割れになるほど低く設定されていると批判される」が「しかし内部補助を具体的に定義するためには、共通費用を各サービスに配賦するというきわめて恣意的プロセスを通じて各サービス（役務）別の損益を計算する必要がある」り「負担の公正に関する情報を開示することの重要さはともかく、具体的に計算された内部補助の額自体は恣意性の高いものであることを注意すべきである」（〔56〕 pp. 128-129）と、的を得た指摘を行っている。

このように、恣意的な分計基準で、「赤字」部門を創り出し（「経済学では理解不可能な部門」¹⁵⁾と評される「基本料金」部門＝営業窓口、料金関係費用がなければ市外通話の黒字もありえない）、「赤字部門」の事業縮小・料金値上げを唱えるのではなく、また内部相互補助の有無ではなく「社会的厚生」をいかに高めていくのか、換言するならば、日本における電話事業を「いつでもどこでも低料金で」との料金政策・理念が必要であろう。

IV お わ り に

本稿がめざしたものは日本の電話事業における「ユニバーサル・サービス」確保の一環として、その電気通信政策における「公共性の確保」＝「公的規

15) 奥野正寛・三輪芳朗〔56〕129ページ。

制」をその「基本通信サービス」にもとめるというものであった。

おわりにあたって筆者の立論を要約しておけば、以下の点にまとめられよう。

①「規制」と「競争」はトレード・オフの関係にあるのではなく、両立するものである。具体的には、電話事業における「基本通信サービス」（ここで念頭においているのは、電話回線を利用した通話サービス＝いつでもどこでも低料金で利用できる住宅加入電話サービスである）分野は「公的規制」の下において料金規制を行い、「高度サービス」（ここで念頭においているのはV A N ・ I S D N等主として法人利用のサービスである）は自由競争で料金規制を差し控えるというものである。②同じことであるが、電話事業という公益事業は、電気・ガス・水道等と同じくいわゆる「ライフライン」といわれているものであり、その公益性は極めて高く、また生活必需的であり、その事業の特性からして「競争」になじむ分野ではない。電話回線に各種の「高度サービス」を付加したものは、「競争」にまかせてもよいが、「電話サービス」そのものはその「電気通信を利用したコミュニケーションの権利」（[52] p. 62）を保障するためにも、低料金で利用できるようにすべきである。

筆者の主張をつきつめていえば、以上の2点にまとめることができよう。

しかしながら、電気通信政策における「最初のボタンの掛け違い」による政策により、この「公共性」に逆行する政策発表が相次いで行われている。1つは、1993年2月27日付の各新聞紙上で報道された「市内通話料金」の値上げ問題であり、もう1つは、そのすぐ後を追って3月6日付の新聞で報道された「公衆電話料金」の値上げ問題である。

最後にこの2つの問題について若干コメントしておこう。伝えられるところによれば、「N T Tの児島仁社長は2月26日の記者会見で、今年10月から、市外通話料金を新電電と同一水準に引き下げる方針を改めて確認」し、同時に「(市外引き下げで)赤字経営に転落しかねないため、市内料金をできるだけ早く値上げしたい」と述べたといわれる。「この日、N T Tが郵政省に提出した1993年度の事業計画によると、新電電との競争が激しくなっているため、営業

収入が5兆8050億円と、92年度の実績見込みに比べて1.5%減り、経常利益は1490億円と34.9%の減少になると予想している」「ただし、これは料金体系が現状通りの場合の見通しで、10月からは新電電各社の料金の計算の仕方が変わるため、N T Tが料金体系を変えない場合、全国どこにかける市外通話でも、新電電がN T Tより安くなる計算になる」このため、児島社長は「これでは競争にならず、新電電と同水準まで値下げする必要がある。その場合、半年で1500億円の原資がかかり、赤字経営に転落しかねない」と強調。「3月か4月には値上げ案を郵政省に示したい」と述べ、「N T Tによると、92年3月期決算で、電話の市内通話、基本料、公衆電話、番号案内を合わせた市内部門の経常赤字は約4700億円。これを市外通話部門の約8000億円の黒字が支えたことになっている。児島社長は、市内通話料金の値上げ幅の目安として、現行の3分10円から、倍の20円に引き上げれば、市内部門だけで赤字を消すだけでなく、売上高に対して8%程度の利益を確保することができると試算していることを明らかにした」（「朝日新聞」1993年2月27日付）と伝えている。

ここで述べられている「市内通話・基本料・公衆電話・番号案内」の「赤字」については、第3章の「内部相互補助」の節で、その経済学的立場からの積算根拠の恣意性を検討しているので繰り返さないが、それぞれを「赤字」のことで値上げするのではなく、電話サービス全体を一体のものとする必要があることは何度強調しても強調しすぎることはない。

また「公衆電話料金」値上げ問題については、その伝えられるところによれば「N T Tは電話料金体系を見直し、市内通話料金の値上げに先行して公衆電話の料金を改定するよう郵政省に申請する方針を固め」「郵政省も、加入者電話とは別建てにして料金を見直す考えを固めており、公衆電話料金は年内にも値上げされる公算が大きくなっている」と述べている。そして「郵政省は、公衆電話は『電話のない人のための共同電話』という当初の性格が薄れたとみて、公衆電話だけに絞って今後の存り方をさぐる調査研究会を設け」「料金問題も含めて検討中で、3月中旬にも中間報告を出す予定だ」（「朝日新聞」1993年3

月6日付)と述べている。この「公衆電話料金」値上げ問題については、注13)の「郵政省研究会」批判のところで言及しているので繰り返さないが、郵政省がいう公衆電話＝「電話のない人のための共同電話」とは理解に苦しむ理由づけである。今日、町や駅などあらゆる所で「公衆電話」を利用している人のどれだけが「電話のない人」なのであろうか。「公衆電話」の用途とは、そもそもNTTが大いに宣伝している「帰るコール」などに利用するものなのではないだろうか。

1993-1995年にかけて、電話事業に関わる諸問題——1993年秋に予定されている「エンド・エンド」料金の導入、公衆電話料金の値上げ問題、1994年春に予定されているアクセス・チャージの導入、1995年に再度の検討を迎える「NTT分割」問題等——が目白押しであり、今後このような問題を考えていく上で「電話事業における公共性・公的規制をめぐる問題」は、その重要性をますます高めていくものといわざるを得ない。

参考文献

- [44] Baseman, Kenneth C., "Open Entry and Cross-Subsidization in Regulated Markets," in G. Fromm(ed.), *Studies in Public Regulation*, The MIT Press, 1981.
- [45] 醍醐聡「電気通信の料金体系」金本良嗣・宮島洋編『公共セクターの効率化』東京大学出版会, 1991年。
- [46] Faulhaber, Gerald R., "Cross-Subsidization : Pricing in Public Enterprises," *American Economic Review*, Vol. 65, No. 5, (Dec. 1975), pp. 966-977.
- [47] 原野翹「『民営化』と『公共性』の確保——電々(改革)問題と法——」経済法学会編『情報・通信と競争政策』有斐閣, 1986年。
- [48] 古城誠・南部鶴彦「電気通信規制の歴史と日米の規制比較」奥野正寛・鈴木興太郎・南部鶴彦編『日本の電気通信』日本経済新聞社, 1993年。
- [49] 水野敬三「内部相互補助理論の現状」林敏彦編『公益事業と規制緩和』東洋経済新報社, 1990年。
- [50] 森統「内部補助をめぐる若干の考察」『経済論叢』第141巻第2・3号, 1988年2・3月。
- [51] 南部鶴彦「不透明な規制を見直し、真の競争を導入せよ」『エコノミスト』1992

年5月19日号。

- [52] 西田達昭「アメリカ電話事業における消費者保護政策の一考察——ライフラインサービスを中心とした割引料金制を素材として——」『経済科学通信』第70号, 1992年7月。
- [53] ———「日米における電気通信産業の規制緩和政策とその基本的特徴」『京都大学経済論集』第5号, 1992年9月。
- [54] 大村達弥「電気通信事業規制と政府の役割——日米比較の視点——」加藤寛・黒川和美編『政府の経済学』有斐閣, 1987年。
- [55] 奥野正寛・鈴木興太郎「電気通信事業の規制と政府の役割」奥野正寛・鈴木興太郎・南部鶴彦編『日本の電気通信』日本経済新聞社, 1993年。
- [56] 奥野正寛・三輪芳朗「電気通信の産業構造」奥野正寛・鈴木興太郎・南部鶴彦編『日本の電気通信』日本経済新聞社, 1993年。
- [57] Panzar, John C. and Robert D. Willig, "Economies of Scope," *American Economic Review*, Vol. 71, No. 2, (May. 1981), pp. 268-272.
- [58] 佐々木弘「民営化された企業における公共的要請と競争原理との交錯」『運輸と経済』第45巻第7号, 1985年7月。
- [59] 竹内道雄「コスト構造にマッチした料金を」『エコノミスト』1992年5月19日号。
- [60] Temin, Peter., *The Fall of the Bell System*, Cambridge University Press, 1987 (高橋洋文・山口一臣監訳『ベル・システムの崩壊』文眞堂, 1989年)。
- [61] Wenders, John T., *The Economics of Telecommunications*, Ballinger Publishing Company, 1986 (井手秀樹監訳『電気通信の経済学』NTT出版, 1989年)。